

## 広報こしがや広告掲載に関する基準

平成23年2月18日 市長決裁

平成24年2月21日 一部改正

令和3年4月1日 一部改正

令和3年11月30日 一部改正

令和8年1月19日 一部改正

(趣旨)

第1条 この基準は、越谷市広告掲載に関する要綱（平成18年告示第243号）に基づき、市が作成する広報こしがやへの広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置)

第2条 広告の掲載位置は、市が指定した位置とする。

(広告の掲載規格)

第3条 広告の掲載規格は、別表のとおりとする。

(広告掲載申込みの単位等)

第4条 広告掲載の申込みは、1号を単位とし、1回の申込みにより掲載できる号数は年度内の最大12号とする。

(掲載する広告数)

第5条 掲載する広告数は、1段（1／3）の規格で27区画分とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(広告掲載料金)

第6条 広告の掲載に伴う広告掲載料金は、別表のとおりとする。

(一括納付)

第7条 越谷市広告掲載に関する要綱（平成3年3月19日告示第9号以下「要綱」という）第10条に規定する「広告掲載料の納付」は、事前一括納付するものとする。ただし、特別の理由があると認められたときは、この限りでない。

(取り消し要件)

第8条 要綱第11条に規定する「広告掲載の取り消し」は、次の各号に該当する場合とする。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
- (2) 指定する期日までに掲載を希望する広告原稿の提出がないとき
- (3) その他、広報紙への広告掲載が不適切であると市長が認めたとき

(広告掲載料金の還付)

第9条 要綱第12条に規定された「広告掲載料の還付」は行わない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により市が広告を掲載できなかったとき、又は広告主としてふさわしくないと市長が認め広告掲載を取り消したときは、掲載料金を還付するものとする。

(広告掲載の辞退)

第10条 広報紙への広告掲載の辞退を申し出る場合、掲載開始月の6週間以上前に申し出なければならない。

(広告内容)

第11条 広告主は、広告の内容及びデザイン等が広報こしがやのイメージを損なうことのないよう、市と調整しなければならない。

(その他)

第12条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この基準は、平成23年3月1日から施行する。

附則

この基準は、平成24年3月1日から施行する。

附則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この基準は、令和3年11月30日から施行する。

附則

この基準は、令和8年1月20日から施行する。ただし、令和8年5月号以降の広報こしがやに掲載する広告に適用し、同年4月号以前の広報こしがやに掲載する広告については、なお従前の例による。

別表（第7条関係）

規格	広告掲載料金
1段（1／3）：縦4.6cm×横7.8cm	30,000円／月
1段（2／3）：縦4.6cm×横15.9cm	60,000円／月
1段：縦4.6cm×横24.0cm	90,000円／月
2段（1／3）：縦9.8cm×横7.8cm	60,000円／月
2段（2／3）：縦9.8cm×横15.9cm	120,000円／月
2段：縦9.8cm×横24.0cm	180,000円／月
3段（1／3）：縦15.0cm×横7.8cm	90,000円／月
3段（2／3）：縦15.0cm×横15.9cm	180,000円／月
3段：縦15.0cm×横24.0cm	270,000円／月